

①一般質問

【1】猶 克実議員

1 職員の自死とその対応について

(1) 原因とその調査に時間がかかった理由

**答弁** 原因については、外部調査委員会の調査結果によると、当該職員は組織に対する不信感が積み重なる中で、火災出動により一定のストレスを感じた状態にあったにもかかわらず、損傷事故の報告書の早期作成や口頭報告を求められた。そして、口頭報告の場において叱責されたことを契機として、自宅アパートで一人で時間を過ごすうちに持ち前の正義感から、組織の改善を期待し、抗議のために自死を決意したものと考えられるとされている。調査に時間がかかった理由については、経過概要を説明する。平成31年1月23日に自死事件が発生し、平成31年2月28日に外部調査委員会を設置して令和元年8月5日、外部調査委員会から調査結果報告書を受領した。令和元年10月2日、消防組合の内部調査を開始したが、令和元年12月10日に内部調査を中断。その理由は、職員の処分について遺族との説明の中で範囲を少し広げて調査する必要があると内部調査を追加したが、遺族側との調整が必要ということで中断に至った。令和2年1月6日に外部調査委員会によって記者会見という形で調査結果の説明があった。その後、事実関係の詳細に関する内部調査の方法、今後の職員処分の審査方法などについて、自死職員の遺族と連絡を重ね、その希望を踏まえて調整した上で、令和2年7月2日に事実確認実施委員会と懲戒審査委員会を設置し、令和2年10月28日付けで答申書を受領した。懲戒審査委員会へ内容を確認した後、管理者、副管理者、消防長と次長で答申を踏まえ協議し、令和3年1月20日に対象職員に処分を通知して、遺族、職員、組合議会へ説明を行った。内部調査を中断した後事実確認実施委員会が開催されるまで7か月かかった理由については、約半年かけて遺族に意見を伺いながら調査の方法を協議したが、かなり小さなところまで確認しながら議論をしたことによる。

(2) 外部調査委員会の報告書と事実確認実施委員会の報告

**答弁** 外部調査委員会は、自死について、その原因となる事実関係の調査を行うために、平成31年2月28日に設置された。委員は本消防局と利害関係のない弁護士3人で構成され、独立して調査及び審議を行い、令和元年8月5日に報告書を受領した。その内容については、委員による記者会見において説明された。弁護士3人は山口県弁護士会から推薦され、契約は消防組合で総費用は約300万円である。事実確認実施委員会は、自死にかかる事実確認及び職場環境改善を目的としたハラスメント等にかかる事実確認を行うために設置されたもので、委員はキャリアコンサルタント1人、臨床心理士1人、本消防組合職員1人で構成され、その報告書については、懲戒審査委員会に提出されている。消防では、ハラスメントはあったと認定している。

(3) 懲戒審査委員会の結論と結果

**答弁** 懲戒審査委員会の結論は、当時の副署長を減給10分の1、3か月。元職員3人に対して、それぞれ減給10分の1、1か月から2か月の減給相当額について、自主返納を求

めると答申された。答申の内容を確認後、管理者、副管理者に報告するとともに、この答申を踏まえ三者で協議を行い、職員の処分及び元職員の取り扱いについて決定した。過去の金銭貸借については、すでに処分されており、一事不再理として処分対象となっていない。

## 2 宇部西消防署既設庁舎耐震診断・基本設計業務について

### (1) 令和2年7月8日に執行された入札について、業務内容と目的

**答弁** 宇部西消防署は、昭和56年6月以前の旧耐震基準で設計されているため、宇部市公共施設等総合管理計画に沿って長寿命化を図り、増築を含めた計画として業務の効率化、費用の削減を考慮し、耐震診断及び耐震補強の基本設計を併せた業務として、発注したものである。

### (2) 結果とそれを受けて方針の変更は

**答弁** 耐震診断の結果、耐震性を有していたので、経費、床面積、機能性、維持管理などを改めて建て替えの場合と比較検討した。結果、今後の方向性を建て替え更新とし、施設ごとの具体的な対策方針を定める宇部市公共施設等個別施設計画について、2月18日からパブリックコメントにより広く市民に意見を募集しているところである。

## 【2】吉永美子議員

### 1 職員の自死について

#### (1) 遺書について

ア「消防局内でハラスメント行為が横行し、これが原因で辞めた若い職員がいる」との指摘をどう捉えているのか。

**答弁** 指摘を真摯に受け止めたいと考えている。就任前の状況について、消防局に確認したところ、途中退職の場合は、ハラスメントをはじめ、職場内でのトラブルが退職の理由かなど、対象者に確認をしているが、これまでにそのような申し出は無かったとの報告を受けている。しかしながら、懲戒審査委員会からも職場内でハラスメント行為が横行しているとの指摘を受けている。現在、私自身、職員からヒアリングを行っている。今後のハラスメントの撲滅はもちろん、職場環境改善に職員一丸となり取り組んでいきたい。

イ「上層部にこれを隠ぺいする体質がある」との指摘をどう捉えているのか。

**答弁** 外部調査委員会の調査結果報告書及び懲戒審査委員会の答申書によると、これまでの非違行為について、職員全体への周知がされず、ハラスメントによる被害の深刻さや問題の重要性を軽視したことは、隠ぺいと思われてもやむを得ないと指摘されており、私も同様の考えである。また、このことに関しても、現在、私自身ヒアリングを行っているところである。当然のことながら隠ぺいはあってはならないものであり、また、同様なことのないよう、職員への周知の徹底などを行っていく所存である。

ウ「直近の自己に対する上司の言動に対して納得がいかない」との指摘をどう捉えているのか。

**答弁** 調査結果報告書及び答申書でも指摘されているように、対象となる職員の一連の行為は非常に不適切であったと考えている。今後は、コミュニケーションの重要性を認識させ、職員間で意思の疎通を図ることのできる職場に改善していく。

エ「自己の行動が無駄にならないことを願っています」との遺書をどう捉えているのか。

**答弁** 外部調査委員会と懲戒審査委員会から指摘されたことを踏まえ、職場環境の改善に全力で取り組んでいく所存である。亡くなられた松永拓也氏の遺志を重く受け止め、私も市長室にこの遺書を掲示している。決してこのことを風化させることなく、忘れることなく職場環境の改善に正副管理者が先頭に立ってこれからハラスメントを発生させない組織に向かって全力を傾注する所存である。

(2) 懲戒審査委員会の指摘について

ア「ハラスメントに関する認識の欠如または不足」をどう捉え、どのように改善していくのか。

イ「ハラスメントの防止措置の不足」をどう捉え、どのように改善していくのか。

**答弁** 平成27年に職員のハラスメント防止等に関する要綱を策定し、規定に基づいてハラスメント相談窓口を設置した。また、平成29年に総務省消防庁通知である「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための消防長の宣言等による明確な表明について」に基づき、消防長のハラスメント防止宣言を行った。今後これらを継続的に実施するとともに、職員研修など効果的な対策を講じていく。

(3) 懲戒審査委員会の提言について

ア「ハラスメント防止の方針の明確化及びその周知・啓発」をどう捉えているのか。

**答弁** 職員のハラスメント防止等に関する要綱及びハラスメント対応指針を策定して方針を明確にした上で、これを職員周知している。また、消防長によるハラスメント防止宣言を行うなど、職員の意識を高めているところである。今後、今まで以上に職員周知を徹底し、職場全体で取り組んでいく。

イ「研修、講習等の実施」をどう捉えているのか。

**答弁** 自死事件以降、メンタルヘルス研修やマネジメント研修を実施するとともに、ハラスメント対応指針に基づく、ハラスメント相談員を対象とした研修を実施した。これまでは、勤務体制の関係で、対象者全員が研修を受講することができなかったため、令和3年度は、集合研修ではなく、全職員が職位別の内容で研修を受講できるよう、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けない、eラーニングでの研修を予定している。

ウ「定期的なハラスメントに関するアンケートの実施」をどう捉えているのか。

**答弁** 職場内のハラスメントに関しては、定期的にアンケートを実施することによりハラスメントの現状と課題を確認し、その都度、適切に対応するとともに、ハラスメントの抑止につなげていきたいと考えている。

エ「相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備」をどう捉えているのか。

**答弁** ハラスメント等の相談窓口について、平成29年に総務省消防庁にハラスメント等相談窓口が設置され、平成30年には山口県総務部消防保安課に山口県ハラスメント等相談窓口が開設された。本消防局においては、平成27年にハラスメント相談員を配置し、平成28年からは、ストレスチェック制度を開始し、職員にアンケート調査を行って高ストレス者には、産業医と相談可能な体制を執っている。さらに、令和3年度からハラスメントに特化した弁護士による相談窓口を設置する予定としている。

オ「ハラスメントの問題が生じた後の迅速かつ適切な対応」をどう捉えているのか。

**答弁** ハラスメントの問題が生じた後の対応について、本消防組合職員のハラスメント防止等に関する要綱の規定に基づいて、ハラスメント調査を行い、その事実が認められた場合は懲戒審査等必要な措置を講じることとしている。

**(4) 苦情相談窓口及びメンタルヘルスに関する窓口の存在の周知徹底は行われているか。**

**答弁** 相談窓口の職員周知の方法については、所属長で構成される所属長会議で説明し、それを所属職員に周知する方法と、グループウェアといういわゆる消防組合内部のイントラネットを活用して周知する方法をとっている。

**(5) 休職制度の啓発は行われているか。**

**答弁** この制度の職員周知については、該当する傷病事案について、事前に対象者に説明している。

**(6) 懲戒処分の基準はどのように策定されているのか。**

**答弁** 懲戒処分の基準は、人事院が発出する懲戒処分の指針及び構成市の懲戒処分の基準に準じて策定している。事由に対して標準的な処分の量定を定めている。これは、あくまで、標準的な量定であり、対象となる非違行為の内容などにより、懲戒権者の裁量の範囲で決定するものである。

**(7) 記者会見後の遺族のコメントをどう捉えているのか。**

**答弁** この度の処分は、懲戒審査委員会の答申を踏まえて、管理者、副管理者及び消防長で協議し決定したもので、遺族には、令和3年1月20日に、その内容を説明した。その際に、当該職員に対する他の職員の行為、あるいは健全な職場環境の維持という点において不適切な事実関係が存在していたことが改めて確認され、このことについては、深く反省しなければならないことであり、遺族に対して心からおわびを申し上げたところである。記者会見後の遺族のコメントについては、直接、意見を聞いていないので、大変申し訳ないが、ここで答えることは遠慮させていただく。

**(8) 二度と起きないようにするための職場環境の改善について聞く。**

**答弁** この度の事件は、私としても痛恨の極みである。1月23日に遺族にお会いしたときに、松永さんがどのような青春時代を過ごして、どのような思いを持って、これからどんな未来を作っていきたいと話していたと、聞かせていただいた。将来が明るかった。そして、正義感が強かった。そんな松永さんが自死せざるを得なかった。そのような状況にあった職場環境は、必ず改善しなければいけないと思っている。私は、消防組合のトップとして先頭に立って職場環境改善に努めていく所存であり、職員にはハラスメントに対する正しい知識を修得させる。そして、ハラスメントのない活気のある職場にしていきたいと考えている。そのほか、消防局に具体的な対策を講じて、着実に進め、進捗について報告するように強く指示しているところである。環境を改善するためには、幹部職員はもとより、職員一人一人が自覚を持った行動を心掛けること、職員間にあっては、相手の立場になって思いやりと心配りを持った言動と上司部下、先輩後輩、それぞれを理解し合える環境づくりが重要であると考えている。その意味で、そもそも非違行為を非違行為として理解しているのかどうか。残念ながらそのような状況にあるのが現状であって、そして、そのような結果がこの悲しい事件につながってしまった理由と思っている。だからこそハラスメントに対するしっかりとした認知、教育をしっかりと進めること、そして、また、ハラスメントを受けた方、それを目撃した方がためらわずに報告ができる、通報する、そう

いうことができることも重要であると思う。通報によって、関係規定に従って、職場として対応できる環境を整えていきたい。これらのことを踏まえ、令和3年1月21日付け、管理者、副管理者名で訓令を出し、いかなるハラスメントも断固として許さないことについて、全職員に通達をしたところである。また、同日、労働環境をめぐる現場の職員の意見が、管理者である私に直接届くように、ホットラインを設置した。また、このホットラインで私に直接、意見を言ってくれる職員もいる。しっかりとそのような声を受け止めながら職場改善に全力で取り組んでまいりたい。

## 2 広報のあり方について

住民にとって身近な消防行政を周知していくことは、大変重要であると考えている。ホームページに関し、充実の努力は評価に値するが、広報誌など紙媒体をもっと活用していく必要性があるのではないかと。平成29年2月議会でも取り上げたが、その後の検討を踏まえて回答願いたい。

**答弁** 早速、消防広報に係る検討会を設置し調査研究を行った。広報誌は、各世帯へ配布する必要があるため、その方法について、まず、構成市の広報誌に併せてお届けできないか調整したが両構成市とも、今以上に配布物を増やすことは自治会関係者に多大な迷惑、負担を掛けることから、困難であるとの結論に至っている。次に、広報誌の配布を業者委託した場合を考え、多額の費用が必要となるということで、この方法も困難であるとの結論に達したところである。しかしながら、住民への消防行政の広報は大変重要であることは認識しているので、別の方法について検討したところ、世帯におけるスマートフォンの保有割合が約8割というデータが示されていることに着目し、引き続き、ホームページの改修を行う。現在のホームページは、スマートフォン対応となっていないので、より多くの住民が快適に閲覧できる環境を整備し、SNSの活用など、より効果的で、きめ細かい広報活動をリアルタイムで情報発信できるシステムの構築に努めたいと考えている。

### 【3】山下則芳議員

## 1 職員の自死事件に関することについて

### (1) 経過概要

**答弁** 平成31年1月23日に自死事件が発生し、平成31年2月28日に外部調査委員会を設置して、令和元年8月5日に外部調査委員会から、令和元年8月2日付けの調査結果報告書を受領した。そして、令和元年10月2日に消防組合の内部調査を開始したが、令和元年12月10日に中断した。令和2年1月6日に外部調査委員会によって、記者会見という形で調査結果の説明があり、その後、事実関係の詳細に関する内部調査の方法、今後の職員処分の審査方法などについて自死職員の御遺族と連絡を重ね、その希望を踏まえて調整した上で、令和2年7月2日に事実確認実施委員会と懲戒審査委員会を設置し、令和2年10月28日付けで答申書を受領した。そして、懲戒審査委員会へ内容を確認した後、管理者、副管理者、消防長で、この答申を踏まえ協議し、令和3年1月20日に対象職員に処分を通知し、遺族、職員、組合議会議員へ説明を行った。

### (2) 自死以後の職場環境改善内容及び今後の更なる改善方針

**答弁** まず、職場環境を把握するための職員の意識調査についてコンサルタントによる、職員全員を対象としたアンケート調査、その結果を踏まえたグループミーティングや個別面

談を実施した。それを踏まえて、職員が働きやすく活力ある組織づくりに向けての提案があった。この提案を踏まえて、非効率な業務の見直しや、就業環境の改善、人事評価制度の見直しなどを進めているが、今後、職員研修なども併せて実施して、職場環境改善対策を講じていく。

## 2 宇部西消防署庁舎について

### (1) 現庁舎の状況と課題

**答弁** 現在の消防庁舎は建設から42年が経過していることから、老朽化が著しく、浴室、トイレ、洗面所などの不良により、職員の衛生管理も十分ではない。職員数については、開設当初、宇部市消防署から、毎日5人の職員を派遣して運用していたが、現在では、18人の当直体制となったことから、事務所など、各室とも非常に狭く、仮眠室は畳部屋に雑魚寝と、衛生的にも劣悪な環境である。職員間のプライバシーも確保されていない状況である。また、女性職員が当直するための設備も整備されていない。課題としては、これら現状を早期に改善する必要があることと、各種の訓練が実施できる訓練塔の設置など一層の消防機能の充実を図ること。また、環境にやさしく、防災拠点施設として堅牢な庁舎にすることなどが挙げられる。これらのことを宇部市と調整を図り進めていきたい。

### (2) 消防車と救急車の年間出動回数(10年前と直近)

**答弁** 火災件数について、昭和53年は19件、平成20年は12件、令和2年については9件と減少傾向となっている。救急件数は、昭和53年が248件、平成20年が1,244件、令和2年が1,347件と増加しており、総務省消防庁の推計によると今後、更なる増加が懸念される場所である。

### (3) 今後の現庁舎の検討内容

**答弁** 建て替えとして進めることとしている。消防組合としては、引き続き宇部市と調整して円滑な事業の推進に努めていきたいと考えている。

## ②議案第1号 令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算【全員賛成】

予算総額 29億3,525万9,000円(対前年度4億1,860万2,000円減)

### ○歳出

- ・議会費 35万4,000円
- ・総務費 1,598万円
- ・消防費 27億9,324万円
- ・公債費 1億2,168万5,000円
- ・予備費 400万円

### ○歳入

- ・分担金及び負担金 28億4,430万9,000円
- ・使用料及び手数料 2,921万8,000円
- ・県支出金 1,334万円(対前年度8,721万5,000円減)
- ・繰越金 100万円
- ・諸収入 469万2,000円
- ・組合債 4,270万円(対前年度3億5,440万円減)

**質疑** 寝具借上料503万1,000円について、これまでを230万円上回った理由と内容は。

**答弁** 衛生面と感染症対策から、2人1組で使用していた仮眠室の寝具を是正し、1人に1組ずつとするものである。

**質疑** 令和2年度に始まったメンタルヘルスサポート事業について、委託料が77万円となり、46万2,000円から大きく増額となった理由は。

**答弁** 新たに弁護士によるサポート事業として、ハラスメントの相談窓口を設置し、電話やメールなどにより、相談や法的な助言を行う事業に変更して契約するためである。

**質疑** 消防車両更新計画書の中で、令和3年度に山陽消防署の広報車が廃車となることへの対応策は。

**答弁** 令和2年度に山陽消防署に更新をして配備する資機材搬送車に放送機器を装備した。

**質疑** 石油貯蔵施設立地対策事業費補助金が前年度と比較し約8,700万円減額の理由は。

**答弁** 令和2年度は、宇部市管内が1台、山陽小野田市管内が3台で、令和3年度は、宇部中央消防署に配備予定の資機材搬送車1台となるためである。

### ③議案第2号 令和2年度宇部・山陽小野田消防組一般会計補正予算(第3回)【全員賛成】

予算額33億3,485万8,000円(484万3,000円減額)

#### ○歳出

- ・総務費 一般管理費56万3,000円減額(検診委託料31万9,000円減額)  
監査委員費1万2,000円増額(負担金の精算)
- ・消防費 常備消防費178万2,000円増額(早期退職者の退職手当4,371万7,000円増額)  
消防施設費610万2,000円減額(特殊車両購入費入札減)
- ・公債費 長期債利子確定により2万8,000円増額

#### ○歳入

- ・分担金及び負担金(精算)
  - 宇部市分担金1,255万円減額
  - 山陽小野田市分担金640万8,000円減額
  - 宇部市特別分担金5万円減額
  - 山陽小野田市特別分担金242万4,000円減額
- ・負担金 職員派遣給与費負担金11万4,000円減額
- ・使用料及び手数料 危険物関係手数料458万円減額
- ・繰越金 歳計剰余繰越金2,374万5,000円増額
- ・諸収入 1,138万円増額
- ・組合債 消防施設整備事業債360万円減額(車両購入入札減)

### ④議案第3号 宇部・山陽小野田消防組後期実行計画の策定について【全員賛成】

☆中期実行計画が令和2年度で終了することから、令和3年度から令和5年度までの後期実行計画を策定し、中期実行計画の進捗状況や近年の消防を取り巻く環境及び社会情勢を十分に考慮して13の主要事務事業における目標を掲げるもの

**質疑** 新型コロナウイルス感染症に関する119番通報の場合の要領は。

**答弁** まず、現場業務に従事する隊員の安全を確保することが重要と考えている。119番通報時に通常の聞き取りの内容に加えて、発熱や渡航歴の有無といったものを別個に同時聴取している。聴取した上で救急隊にそれらを伝達して安全な装備を装着して出動するという内容になっているので、救急隊が出動した後に新型コロナウイルス感染症に関する情報を入力しても、そのときは万全な対策を講じて出動ができないということになるので、同時期にそれぞれを聴取して救急隊を出動させることになっている。

**⑤議案第4号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について【全員賛成】**

☆宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、令和3年3月31日限りで山口県市町総合事務組合から宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させるため、山口県市町総合事務組合規約が変更されるもの

**⑥議案第5号 地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項中一部改正の件【全員賛成】**

☆地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるものであり、施行日は公布の日から効力を生じさせるもの